

意見書(案)

女性活躍の加速化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

人口減少・少子高齢化社会が進展する中、女性活躍の場の拡大が多様性を生み、生産性向上・経済成長に資する付加価値を生み出す原動力となるという認識を持つことが重要となっている。

第4次男女共同参画基本計画において、あらゆる分野における女性の活躍を目指し、「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする」目標を掲げているが、国会及び地方議会における女性議員や民間企業等における課長相当職以上の女性管理職など、指導的地位に占める女性の割合は、依然として低い水準にとどまっており、政策や方針などの決定過程への女性の参画を一層進める必要がある。

また、国においては、地域女性活躍推進交付金により地方自治体が実施する女性の活躍推進に資する取組みを支援しているが、地方の主体的な取組みを加速するためには予算額の確保とともに、採択要件の緩和や申請事務の簡素化など、地域の実情に即した制度への運用改善を図る必要がある。

よって、国においては、女性活躍の加速化に向けた施策を充実・強化するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 男女共同参画社会の実現と女性活躍の加速化に向けて国民の一層の理解を図るとともに、あらゆる分野における女性の参画拡大とそのための人材育成について積極的に推進すること。
- 2 地域女性活躍推進交付金について、十分な予算額を確保すること。また、新規事業のみならず複数年の継続事業を対象とするとともに、事務の簡素化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  あて  
内閣府特命担当大臣  
（男女共同参画）  
女性活躍担当大臣

山形県議会議長  志田英紀

以上、発議する。

平成31年3月13日

提出者  山形県議会未来を担う人材育成対策特別委員長  
青柳安展

意見書(案)

高速交通ネットワークの安全対策の強化を求める意見書

県民の暮らしや産業経済活動を支えるとともに県内外との交流を図り、災害時におけるリダンダンシー機能を確保する上で社会資本の整備は必要不可欠であり、本県においては、格子状骨格道路の整備や、奥羽・羽越新幹線の実現など、広域交通ネットワークの構築に向けた取組みを進めているところである。

こうした中、本県と首都圏とを結ぶ大動脈である山形新幹線では、大雨、大雪、強風、野生動物との衝突等による輸送障害が多発しており、国内有数の鉄道難所である福島～米沢間における安全性及び安定輸送の確保が喫緊の課題となっている。

東日本旅客鉄道株式会社の調査結果によれば、同区間に全長約23kmのトンネルを整備することで、輸送障害件数の低減、地滑りや雪崩等の災害リスクの完封など、防災面の強化が図られることが示されており、その早期事業化に向けて検討を進めているが、莫大な事業費を要することが課題となっている。

一方、本県的高速道路等には、橋梁区間やトンネル区間が多く、冬期間におけるスリップ等による重大事故が発生しており、こうした箇所での安全性向上が喫緊の課題となっている。

国では、高速道路の暫定2車線区間において、重大事故につながりやすい正面衝突を防止するため、平成30年6月から、土工区間へのワイヤロープ設置を進め、高速道路以外の自動車専用道路への設置も今後検討することとしているが、橋梁区間やトンネル区間への設置については、未だ実用化の目途が示されていない。

よって、国においては、本県的高速交通ネットワークにおける安全対策の強化を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 山形新幹線の福島～米沢間における抜本的な防災対策を早急に講じるため、将来の奥羽新幹線を見据えたトンネル整備の早期事業化に向け、必要な財政支援を行うこと。また、事業化に向けた検討に参画し、技術面及び制度面から助言を行うこと。
- 2 高速道路の暫定二車線区間等におけるワイヤロープの設置について、土工区間への設置の早期完了に向け、取組みを加速させること。また、重大事故の発生の危険性が高い橋梁区間やトンネル区間等への設置の実用化に向け、技術開発を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
財務大臣  
国土交通大臣

山形県議会議長 志田英紀

以上、発議する。

平成31年3月13日

提出者 山形県議会県土強靱化・安全安心対策特別委員長  
木村忠三

意見書(案)

新たな外国人材の受入れの円滑な実施を求める意見書

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が成立し、平成31年4月から新たな在留資格である「特定技能」が創設され、生産性向上や国内人材の確保のための取組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある14分野において、31年度で約4万8千人、5年間で最大約34万5千人の新たな外国人材の受入れが見込まれている。

今後、外国人技能実習生の多くが特定技能1号へ移行することが想定される中、その多くが賃金の高い大都市圏へ集中し、地方で働く人材の不足が生じるなど、大きな影響を及ぼすことが危惧される。また、多くの外国人材を急激に受け入れることにより、日本人労働者の雇用に対する不安や日本語の未習熟によるコミュニケーション不足、文化・習慣の相違等によるトラブルの増加が懸念される。

よって、国においては、新たな外国人材を受け入れるに当たり、国民の不安及び新制度の不透明感を払拭するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 日本人の雇用や治安に対する国民の不安を払拭し、新たな外国人材の受入れについて理解が得られるよう、新制度全体について速やかに周知し、制度の適正な運用を図ること。
- 2 外国人技能実習生の多くが特定技能1号への移行が見込まれる中、外国人材が大都市圏へ集中しないよう、地方で働く人材の確保のために必要な対策を行うこと。
- 3 日本人労働者、特に女性・高齢者・障がい者などに影響が生じないよう、雇用維持や処遇改善に向けた支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 へ  
法務大臣  
厚生労働大臣

山形県議会議長 志田英紀

以上、発議する。

平成31年3月13日

提出者 山形県議会産業振興対策・働き方改革特別委員長  
矢吹栄修